

事務連絡

令和8年5月1日

北海道開発局 建設部 河川技術対策官 殿
河川構造物対策官 殿
低潮線保全官 殿
地域事業管理官 殿
流域治水専門官 殿
建設行政課長補佐 殿

東北・関東・中部・近畿・中国・九州地方整備局

河川部 水政課長 殿
河川計画課長 殿
地域河川課長 殿
河川環境課長 殿
河川工事課長 殿
河川管理課長 殿

北陸・四国地方整備局 河川部 水政課長 殿

河川計画課長 殿
地域河川課長 殿
河川工事課長 殿
河川管理課長 殿

水管理・国土保全局 水政課 河川利用企画調整官
河川環境課 企画専門官
河川保全企画室 課長補佐
治水課 課長補佐

令和8年度クマ類による被害防止のための対応について（周知）

令和7年度はクマの出没が頻発し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となったことを踏まえ、令和7年11月14日付けでクマ被害対策等に関する関係閣僚会議によりクマ被害対策パッケージが決定されました。加えて、その実効性を一層高めるため、関係省庁が連携した2030年度までの取組みが、令和8年3月28日付けでクマ被害対策ロードマップとして決定されました。

令和8年度においても、5月1日に開催されたクマ被害対策に関する関係省庁連絡会議において、クマ類の出没に関する注意喚起が行われ、関係省庁が一体となってクマ被害対策に取り組むことが改めて確認されたところです。

クマ被害対策パッケージに含まれる河川関係施策については、「クマ被害対策パッケージ決定を踏まえた河川におけるクマ被害対策の取組について（周知）」（令和7年11月19日付事務連絡）を通知したところですが、これからの時期（5月～6月）は冬眠から覚めたクマが活動を開

始する時期であるため、引き続き遺漏なく対応いただくよう改めて周知いたします。なお、樹木伐採等の実施にあたっては、地域のご意見や都道府県の鳥獣保護管理の方針等とも良く調整を図り、効果的な対策を柔軟に実施されるようお願いいたします。

また、別添通知については、都道府県及び政令指定都市へ転達するようお願いいたします。

以上

別添

事務連絡

令和8年5月1日

各都道府県 河川主管課長 あて
各政令指定都市 河川主管課長 あて

水管理・国土保全局 水政課 河川利用企画調整官
河川環境課 企画専門官
河川保全企画室 課長補佐
治水課 課長補佐

令和8年度クマ類による被害防止のための対応について（周知）

令和7年度はクマの出没が頻発し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となったことを踏まえ、令和7年11月14日付けでクマ被害対策等に関する関係閣僚会議によりクマ被害対策パッケージが決定されました。加えて、その実効性を一層高めるため、関係省庁が連携した2030年度までの取組みが、令和8年3月28日付けでクマ被害対策ロードマップとして決定されました。

令和8年度においても、5月1日に開催されたクマ被害対策に関する関係省庁連絡会議において、クマ類の出没に関する注意喚起が行われ、関係省庁が一体となってクマ被害対策に取り組むことが改めて確認されたところです。

クマ被害対策パッケージに含まれる河川関係施策については、「クマ被害対策パッケージ決定を踏まえた河川におけるクマ被害対策の取組について（周知）」（令和7年11月19日付事務連絡）を通知したところですが、これからの時期（5月～6月）は冬眠から覚めたクマが活動を開始する時期であるため、引き続き遺漏なく対応いただくよう改めて周知いたします。

本事務連絡については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

以上